

企業法研究

企業の社会的責任の法学的アプローチ

—中国会社法第5条1款の解釈を中心に—

亜細亜大学大学院法学研究科 林 栄偉

1. はじめに

近年、「企業と社会」に見られる様々な局面で、企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility: 略称 CSR) (注 1) を問う声が高まってきている。企業の社会的責任一体どういう風に捉えるべきか、所有と経営の分離によって大きく成長してきた株式会社において会社経営の権限を大いに委任された取締役は会社あるいは株主の全体のためにどう社会的責任を採るべきか、そして、営利企業である会社の本質、さらに、会社を規制する会社法規制のあり方について、再検証する必要があると感じる。

企業の社会的責任を考察するには、社会的責任の担い手である企業(会社)が社会においてどのように位置づけされているのかを検討する必要があるであろう。中国では、近年、企業の社会的責任(CSR)に関する関心が高まっている。2006年に会社法が改正され、第5条1項に「社会的責任」に関する条項が設けられた。これにより中国の会社法上にはじめてCSRの概念が導入されることになり、国有・私営を問わず中国の企業は社会的責任を意識した経営を求められることになった。改正会社法の施行後は、政府系機関によるCSRに関する議論が活発になった。しかしこの条文を置くことによって、企業の社会的責任に関する議論を解決したと思われぬ。未だに、「企業の社会的責任とは何か」という問いについて統一した結論に至っていないからである。

企業の社会的責任が具体的に何を意味するかは「責任」の上に「社会的」という漠然とした語をつけているため、この問題の考察を困難なものにしており、論者によって、その説くところ多種多様である(注 2)。企業あるいは会社の社会的責任という言葉は、アメリカの corporate social responsibility の訳語として、20世紀50年代から、日本でも、経営学や、経営者団体の主張等において使われてきたものである(注 3)。しかし一般に広く用いられるようになったのは、20世紀70年代のことであって、経営学を中心として、経済学、会計学、社会学または法学において、あるいは実践活動を行っている企業経営者によって、幅広く議論がなされているが、企業の社会的責任に関する理論そのものは、現在のところ、どの分野においても、まだ体系的に確立されていないというのが実情である。むしろ、多くの学問の総合あるいは協力が必要なテーマといえよう。法律学の立場からの研究は20世紀70

年代からその緒についたと言われている(注4)。

今日、我々法学研究者にとって、尚「企業の社会的責任論」が会社法学に関して果たす役割・機能とは何であろうか。具体的立法提案のための理論ないしは実質的理由にすぎないのであろうか。あるいは企業・会社の非行に対する社会一般からの不満に関する認識論にすぎず、取締役等経営者に対する非行防止のための心理的抑制力を一時的に有するに過ぎないのだろうか。

本稿における考察は表題の示すように法学的側面から企業の社会的責任に関する一般的、概括的接近であり、しかも、今後の試行錯誤的研究過程を予想した序論的作業でもある。順序としては、まず従来の法学観点から見た企業の社会的責任²を概観し、そして中国における企業の社会的責任の立法と応用³を分析し、ついで中国企業法における社会的責任の捉え方⁴を検討し、最後の終わりに⁵において研究のまとめと今後の課題を銘記しておきたい。

2. 従来の法学観点から見た企業の社会的責任

社会的責任論をめぐる論争の火種は、古く 1919 年のドッジ対フォード自動車会社事件 (Dodge et al v. Ford Motor Co. et al. 1919, 204 Mich. 459, 170 N. W. 668) において撒かれたと言えよう。フォード会社の経営方針すなわち取締役側の計画は生産力を拡大し(フォードは年百万台の自動車生産を望んだ)品質を維持、改善し、販売価格を引き下げることによって、消費者の利益を保護し、従業員福祉施設の充実による従業員の生活水準を引き上げることであった(注5)。この事件において、オストランダー (C.J. Ostrander) 主席判事は「事業会社はまず株主のために創立され、かつ運営される。取締役の権限はその目的のために用いられるものである。取締役の自由裁量権限はその目的達成のための手段を採る為に行使されるべきであり、他の目的に当てるために、株主に利益を分配しないことは許されない」と判示した(注6)。結局、この事件ではアメリカにおける伝統的理論が確認されたにとどまる。しかし類似したケースは現代に起こったと仮定した場合、裁判所の判決が従来のままの態度を維持できるか疑問がある(注7)、この疑問を問うアメリカの学者もいる。すなわちボーエン (H.R. Bowen) が「もしこのような事件が裁判になるとしたら、それに対して裁判所がいかなる判決を下すかは、ちょっと予想ができない」としながらも、「もし、この問題が実際法廷に出るとすれば、裁判所は、企業慣行や社会の態度が発展してきていることを見逃すことはできないし、株主の利益が常に最高であり、専一的なものであるという厳格説を再確認することは困難であろう。もし再確認するとすれば、一世代にかわたって黙認されてきた一大社会的発展に対して反抗することになるだろう」と述べているのが興味を引く(注8)。経営者は株主の利潤最大化のために企業を経営すべきであるという伝統的な法理論の下で、企業が自発的に社会的責任を果たすことが法的にも許されると解されてきたものに、慈善的寄付行為 (charitable contributions) がある。古い判例として、たとえば *George H. Davis v. Old Colony Railroad Co.*(1881, 131 Mass. 258)においては、寄付行為は能力外 (ultra

vires) とされた。しかし、People ex rel. Metropolitan Life Insurance Co. v. Hotchkiss (1909, 120 N. Y. S. 649)においては、従業員の健康・福祉のために会社が支出することを認め、Armstrong Cork Co. v. H.A. Meldrum Co.(1922,285 Fed.58.)においては、大学に対する寄付が会社のビジネスの反映を促進させるから、能力内にあることを認めた。そして、端的に社会的責任という理由から大学に対する寄付を認める判例が、1953年に出現した。すなわち、A.P. Smith Manufacturing Co. v. Barlow(1953, 39 A.L. R. 2d 1179.)において、裁判所は、企業は自己が活動をする社会 (community) の一員としての責任はもちろんのこと、社会的責任を果たすことが要求されると判示した。社会的責任を肯定する立場からは、画期的判決であると評価されている(注9)。

(1) アメリカにおけるバーリー・ドッド論争

① バーリーの理論

この論争は、バーリーが1931年に「信託上の権限としての会社権限」(Corporate Powers as Powers in Trust) という論文(注10)を書いたことにより開始された(注11)。

バーリーは、1931年の論文の中で、「会社・会社経営者あるいは会社内のグループに与えられているすべての権限は、制定法・定款またはその両者に由来するかを問わず、株主の利益が生じるとき、必然的にいつでも、すべての株主の比例的利益のためにだけ行使される。そのことは、結果として、その権限の付与が文言上いかに絶対的であろうとも、またその権限の専門的な行使がいかに適切であったとしても、その権限が株主の利益を害するために行使された場合には、その権限の行使は衡平法上の制限を受けるということである。……そして、あらゆる場合に、会社の行動は二度審査されなければならない。第一は、権限の存在とその妥当な行使に関係する専門的な原則により審査され、第二は、受任者とする証書でその受託者に付与された広範な権限の受託者による行使に対して、信託受益者のために適用される原則に若干類似した衡平法上の原則により審査される」ということを主張した(注12)。

② ドッドの問題提起

ドッドは、1932年5月、「経営者は、誰に対して受託者であるのか」(For Whom are Corporate Managers Trustees?) という論文(注13)を提出して、バーリーに問題を提起した。

これに対し、ドッドは、1932年の論文で、「現代の大会社の取締役および経営者は、会社制定法や定款によりあらゆる種類の権限を認められており、現代の株主は何か起こっているのかについて気づくことは難しく、また、たとえ気づいたとしても効果的な手段をとることが困難であるために、株主の実質的な監督を免れる。そのような権限を与えられた経営者は最大の株主利益が経営活動の唯一の目的ではないかのようにしばしば行動するという事実が……バーリーに、経営者の権限は会社企業の唯一の受益者としての株主

のために委託されているという見解を一層強調して主張させている」と指摘する(注14)。そして、「会社の経営者が利益を株主のポケットから自分自身のポケットに入れることを一層効果的に防止するであろう法的コントロールを確立しようとするバーリーの努力に、全く賛成である……しかしながら、バーリーは、利己的な経営者に対して多くの必要とされる保護を株主に与えるという賞賛すべき目的のためでも、事業会社が株主ために利益を追求するという唯一の目的のために存在するという見解を現時点で一層強調することは好ましくないと考える。バーリーは、最終的に法を創造する世論は事業会社を利益追求機能だけでなく社会的サービス機能をも有する経済制度とする見解の方向に進んできていて、また今日実質上進んでおり、この見解はすでに法律理論に影響を及ぼし、また、近い将来に利益追求機能に非常に大きな影響を及ぼしそうである」と考える(注15)。その上で、「事業会社を経営する者は株主の利益だけでなく従業員・消費者および一般公衆の利益にも関与すべきであるという見解は、業界の考えや世論一般の双方に影響を及ぼす……実業界での地位にある者によって今日では促進されている。従業員や消費者（現代の産業状況の下では両者はたいてい同一である）の福利を考慮に入れる事業経営者の試みが長期的には株主の利益を増大させることは、疑いなく大部分は真実である」こと(注16)、また、「従業員・消費者および一般公衆に対する社会的責任の観念が事業に従事する者のとる適切な態度であると考えられることになる」と主張する(注17)。

③ バーリーの反論

上述のドッドの論文に対して、バーリーは、要約すると次のように述べて反論した(注18)。すなわち、経済や社会理論としては、ドッドの主張に賛成する。

このようなドッドの見解に対する反論として、バーリーは、経済・社会理論の問題としてはドッジの主張は妥当であるだけでなく親和的であると述べたうえで、「しかし、それは、理論上であって、実際上ではない(注19)。そして、バーリーは、「あなたは、他の人々に対する責任について明確かつ合理的に強制可能な仕組みを提供する準備ができるまで、『事業会社が株主ために利益を追求するという唯一の目的のために存在するという見解』について強調することをやめることはできない。……さもなければ、会社形式の下で現在結集・集中された経済力が……あらゆることから何かよいものが生じるであろうという実現見込みのない希望をもって、現在の管理者に、無力に譲り渡されるにすぎない」と述べる(注20)。

バーリーは、「近代株式会社と私有財産」(The Modern Corporation And Private Property)という1932年のミーンズとの共著書のなかで、「アメリカでの株式会社が、私的事業の手段方法でなくなって、ひとつの制度となった」ことを明言している。

④ ドッドの譲歩

1935年に、ドッドは、バーリーの所説に対して、次のように述べた。バーリーの言うように、裁判所や法律専門家が、経営者を株主の受託者として取り扱うという理念を放棄す

れば、経営者は実質的にコントロールされなくなる。株主のための利潤追求ということは、何か別の法基準があらわれてくるまで、経営者の行動を測定するための法基準でなければならぬ。一部を留保する（会社のなす慈善寄附を指している）が、このことが、1935年の時点で法律のなし得るすべてであることを認めるならば、以下にこの基準が実効性を有するかという問題は残る(注21)、と。

論争はこれでおおらず、ドッドの死後、1954年に至り、バーリーは実態がドッド説に有利に進展したことを認め、彼の立場を受け入れる発言をしている(注22)。バーリーは、1954年の「20世紀資本主義革命」という著作の中でドッド教授が勝利されたことを認めた。すなわち、バーリーは、会社権限を株主のために信託された権限であると主張した。他方、ドッド教授は、会社権限を社会全体のために信託された権限であると主張した。この議論は、(少なくとも現在のところ)ドッド教授の主張にははっきりと味方してけりがついた(注23)。

バーリーは、曲折を経たが、会社が大衆の合意 (public consensus) に沿って行動すべきことを精力的に説いたことで、社会的責任論の先覚者たる地位をうしなわないであろう。他方、ドッドも将来社会的責任が起業の行動準則として法的に認められ、利益極大化のみに依拠するのを拒絶する時代が来ることを予見した点で高く評価されている(注24)。

⑤社会的責任に関する周期的論争

アメリカにおける会社の社会的責任に対する法的論争は、1930年代のバーリー・ドット間の論争から始まって、今日にまで至っているが、その社会的責任論は約20年ごとの周期で論争されていると指摘されている(注25)。

大雑把に分類すれば、1930年代の前記の論争、1950年代では例えばバーリーの前記『20世紀資本主義革命』や他の者による再論、1970年代では例えば当時を代表する経済学者であったミルトン・フリードマンによる企業利益の最大化の主張(注26)、社会的責任との両立をめぐる論議、その他の社会的責任遂行のための株主提案権制度活用・機関投資家行動・公益取締役などの取締役会改革論および会社法連邦法化論(注27)、そして、1984年ペンシルバニア州で最初に制定されて以来、1990年代にかけて多くの州で制定された利害関係者制定法(Constituency Statutes)をめぐる論争である(注28)。

これらの論争は、それぞれ若干異なる面について各々の論争当時の問題に集中し、新しい用語を用いて新たな考えを展開しているが、大部分は若干変更された形で以前の論争を繰り返しているものであって、ほとんど類似したものであると指摘されている。また、これまでの社会的責任論は、一般的に、有意義な大規模の法改正を生じさせることはなかった(注29)。

(2) 日本における企業の社会的責任の立法論争 (1970年代)

アメリカに比べると、日本の法律学者で、企業の社会的責任を論ずる者は従来から極めて少ない。しかし、日本において法律学の議論として企業の社会的責任が論じられたのは、

昭和50年(1975年)6月公表の法務省民事局参事官室の「会社法改正に関する問題点」で、「企業の社会的責任」について各界の意見が求められたときである。要するに、株式会社法の体系において企業の社会的責任をどう取り扱うかという問題に対する意見が問われたのであるが、具体的には、①株式会社法中に会社の社会的責任に関する一般規定として、取締役に対し社会的責任に対応して行動すべき義務を課する明文の規定を設けることを検討すべきか、②株式会社法の個々の制度の改善を通じて会社が社会的責任を果たすことを期待するという方向で検討すべきか、というものであった。一般に①に賛成する説が積極説、②に賛成する説が消極説と位置づけられている。ただ、会社が社会福祉事業や教育事業に対して寄附をなすことは、会社の権利能力の範囲内のものとして有効と解され、従来からほとんど異論を見ないところである。実際上も、日本の大企業は財団などに寄附をすることが企業の社会的責任の一つを果たすことになることと解し、その面の活動はかなり活発である。アメリカが全国の各州の会社法が名文をもって、公共の福祉または慈善、科学もしくは教育目的などのため寄附をなしうることを定めていることは、日本でも立法論として参考となろう。以下、両説の主張内容を紹介し、若干の検討を行うことにする。

① 積極説

田中誠二博士は、企業の社会的責任とは「会社の社会一般に対する法的責任」であり、当該問題についての「商法学上の研究としてはその重点は解釈論にあると思う」としながらも「世論」や国会「両院の付帯決議の趣旨」を考慮するとやはり立法論を研究する必要があるとする(注30)。

松田二郎博士(元最高裁判事)は、株式会社の利用を大規模・大資本のものに限定し、「株式会社は社会的責任を負う」という規定を、株式会社法の総則の中に設けることを主張した(注31)。

中村一彦教授は、「一定の規範的基準に基づく社会からのサンクションと、それに適合する企業内部の経営者の職務を中心とする組織の総合による社会的責任を確定すべき」として、取締役会を監査取締役会と業務執行取締役会という二元的構成に改めるという考えに立って、「業務執行取締役は、その職務を行うにつき、株主、債権者、従業員、消費者、地域住民の利益を考慮することを要す」という規制の新設を主張した(注32)。

② 消極説

鈴木竹雄博士は、「企業の経営は企業の利益のみでなく、社会・公共の利益を重んじて行うべしという要請」であれば異論はないが、会社をめぐる株主・理事者・債権者の間の利益の調整を目的として形成された会社法の中に、社会・公共の利益のために企業に対し規制を加えようとする経済法的規定を盛り込もうとすることは、戦時中の商法と経済法との一元論が誤りであったのと同様に妥当ではないと主張した(注33)。

大隅健一郎博士は、企業は社会・公共の利益に反するようなことをしてはならないとい

う意味に解するなら、民法1条の原則によって対応すればよく、逆に、積極的に社会・公共の利益の要求するところに従って会社の経営に当たるべきだという意味であるとすれば、会社の営利法人性との関係をどう解すべきか疑問であるとした(注34)。

竹内昭夫教授は、企業が法律的责任を果たした上で、それに加えて要求されるのが社会的責任である(注35)。当該概念は多義的・弾力的であるが、一般規定として明文化する以上は内容を法的に明確にしなければならない。社会に対する企業の法的責任とかに解するにしても「社会」の中には、株主、債権者、従業員、下請け業者、消費者、地域住民、国民というように様々な集団の利益を、どの時点で、どの程度守るかを明らかにしない限り、結局は経営者の判断に一任することになる。経営者の裁量権の拡大をもたらすことになる(注36)とした。

(3) 小 括

以上、米日における企業の社会的責任の従来議論を概観した。究極の企業の社会的責任とは何かを探るべきであると考えている。その前提として、以下のことを明確に認識しておきたい。

① 企業の「社会性」とは、企業が負う社会に対する責任の度合いを決める要素であるため、社会における企業の位置づけを正しく認識する必要がある。企業は一個の経済細胞であり、且つ社会細胞でもあり、社会という大家族の一員であるともいえる。企業は常に一定の社会性の要求を受け、与えられた社会環境を享受しながら社会大衆の支持をベースとして運営されている。すなわち、このことから企業と社会は元来、相互に依存し、推進力を補完しあい、同時に発展していく関係でなければならないのである。従って、社会に対する責任を負わない企業は、いずれ社会から省みられなくなるであろう。

② 法に基づく経営活動の実施は、企業が負うべき社会的責任の要求を満たしているということである。企業は法に従って経営を行わなければならないが、労働法、商品品質法、消費者権益保護法、税法、環境法等を遵守する必要がある。従業員の合法的権益への損害、不良商品の販売、消費者の合法的権益への損害、脱税、税金の不正申告並びに環境破壊などに該当する場合、違法経営が行われていることは明らかであり、また、企業の社会的責任に関する重大な違反ともいえるであろう。

③ 積極的な利潤創出は企業の負う社会的責任の物質的な保証でもあるということである。企業は積極的に利潤を創出することにより、企業が負うべき社会的責任として十分な物質的条件を提供することができるが、企業の経営で不振が続き、赤字も続く場合、社会に対して尽くすべき責任を負うことに関して無力になる可能性がある。

世の中には、企業の役目は正に利潤の創出であり、企業を強化することこそが、社会に対する最大の責任であるという者もいるがこの考え方はある程度の妥当性はあるものの、やはり一面的なものでしかないというべきであろう。

④ 企業の負うべき社会的責任は、企業におけるもう一つの重要な経営目標にさえなりう

るものである。一部の特殊な企業を除けば、企業は全て株主の利益保証という企業経営の主要な目標と、社会に対する責任という二重の目標を設定しなければならないが、今やこの両者はどちらも欠かすことができない要件となっているのである。

ここでいう企業の社会的責任は、利害関係者の利益あるいは、ステークホルダー、すなわち従業員、供給業者、消費者、債権者、中小競合者、社会的弱者、当該地域社会等の利益、社会の公共利益並びに政府利益の増強を図ることを経営目標としなければならないということの意味する。

前述は、企業の社会的責任の一概念に内包する事項から、次のように定義できると考えている。すなわち、企業の社会的責任とは、企業が法に従って経営を遂行することであり、積極的に利潤を上げ、株主に対して責任を負うと同時に、社会に対しても責任を負わなければならないということである。このことは、ステークホルダーと公共の利益についても、企業は考えなければならないということの意味するのである。

3. 中国の企業の社会的責任に関する立法とその応用

2000年代の前半まで中国の政治やマスメディアなどにおいて企業の社会的責任という用語が使用される機会は非常に少なかった。その理由としては、中国製産品は安価である一方で、化学物質の管理をはじめ製品の安全性に懸念があったことや、児童労働・強制労働などの事例が数多く報告されていることから、欧米の一部企業から中国の提携先・取引先企業に企業の社会的責任の一環として労働問題に関する基準認証の取得をはじめとする対応を求めるケースが90年代に入り急増した。そのため、中国内の生産現場では基準認証の取得の対応に追われるという問題が生じ、中国政府も企業の社会的責任を中国産の低価格輸出製品に対する欧米の「貿易障壁」であると主張するなど、企業の社会的責任に対しては懐疑的な見方をしていた(注37)。

(1) 会社法改正と会社の社会的責任

上述のような状況が続く中で、中国において企業の社会的責任という概念が積極的に評価され普及する契機となったのが2005年に公布された改正「公司法（会社法）」（2006年1月より施行）である。2005年10月27日、中国第10回全国人民代表大会常務委員会第18次会议において、「中華人民共和国会社法修正案」が賛成多数によって成立した。1993年に同法が制定された以降、約12年間ほとんど改正していなかったこと(注38)、またこの12年間に中国の市場経済が大幅に変化したこと等の事情を考えれば、会社法改正が中国の社会にとって、最も望まれていることだといっても過言ではない。なお、その改正内容から見ると、条文の数がそれほど変わりはなく、逆に旧法より11カ条も少なくなっているが、ほぼすべての条文に修正点が加えられており、削除また新增された内容も非常に多いことを鑑みれば、全面的な大改正だと思われる。中国は改革開放以来、企業と会社関連の法律を数多く制定してきた(注39)。

新会社法は全体として13章、219条によって構成される。改正の主な内容は①会社設立の緩和（新会社法26条、81条）であり、一人会社が設立できるようになり、会社形態の選択肢が増えた（新会社法58条）、②定款自治の拡大、法定代表者の資格に対する制限を緩和した（新会社法13条）、③支配株主に対する中小株主の保護、株主代表訴訟制度（新会社法150条、152条）法人格否認の法理の導入（新会社法20条）、④コーポレート・ガバナンスの強化、社外取締役の導入（新会社法123条）、監事会（監査役会）の権限の強化、董事等の役員の責任のより明確化、⑤企業の社会的責任の規定（新会社法5条）、⑥組織再編及び清算規定の充実などである。

この中で、2005年10月に改正された「会社法」の改正では重要な修正が行われた。例えば、国有企業の株式制改革の時代がほぼ終了したことを鑑みて、それに関する規定が今回の改正によって、削除された。その代わりに、社会における主な企業形態として、会社が社会的責任を担う必要があると定められた（5条）。第5条では、「会社の経営活動においては、法令を遵守し、社会公德、商業道徳を守り、信義誠実の原則を堅持し、政府並びに大衆の監督を受けながら、社会的責任を負う」と明規されている。これは中国において企業の社会的責任を規定した初めてのものであり、それまで保身的であった中国の伝統的な企業スタンスを打ち破ったことを意味する。これを受けて、その後の二〇〇六年八月二七日改正「共同出資企業法」第七条でも、「共同出資企業及びその出資者は法令を遵守し、社会道徳、商業道徳を守り社会に対する責任を負わなければならない」ことが規定されている。従って、このように既に二つの法律で明文化されたことは、企業が「社会的責任を負う」義務を明確に示したものであり、中国の企業立法史上重要な意義を持つばかりでなく、アジア会社法の発展史上でも先駆的なものであるだろう。このことは、以前は貿易障壁のように捉えられていた企業の社会的責任という概念の重要性を共産党政権が認識し始めたことを示している。会社法の改正以降、政府系機関などからCSR関連ガイドラインが相次いで公表されたと同時に、環境保護や労働分野においても法規制や政策が強化され始め、中国企業においても企業の社会的責任に対する取組みを行う企業が急増し始めた。

一方、日本の事情をまとめてみると、企業の社会的責任に関しては、政府が積極的に関与し、経済産業省、厚生労働省などを中心に度々企業の社会的責任に関するシステム設立のための研究会を開催している。

また、日本コーポレート・ガバナンス・フォーラムは、2006年、「新コーポレート・ガバナンス原則」を公表した。長期的な株主利益の増大が企業の目的であり、この長期的な株主利益には各種のステークホルダーとの関係が含まれるが、種々のステークホルダー間の利害の調整は市場原理に委ねる、とする。

なお、CRSと企業倫理について、日本においても「企業倫理の制度化」の議論がなされていることには注目すべきであろう(注40)。しかしながら、現在でも、企業の社会的責任を法律で明文化するには至っていない。今後の日本での立法化に注目される(注41)。

(2) 学説のまとめ

中国において、企業の社会的責任問題について初めて討論したのは世界的に見ても比較的遅い時期であったが、ここ数年は多くの学者が関心を寄せる重要なテーマとなってきた。従って、これらの理論研究は急速な発展を遂げるに至っている。2005年の「会社法」改正により、企業の社会的責任の法制化が進められたことは、中国の企業の立法史上重要な意義を持つものとなった。

中国における企業の社会的責任の理論は外国の関連理論と解説から由来しているが、責任内容の理解と把握は外国学者の認識と大いに異なる(注42)。中国の法学者は企業の社会的責任に対する見解を概ね3つ分類することができる。

その一、立法解釈説

会社法規定の内容から企業の社会的責任を理解しようとする見解。企業の社会的責任内容は3つの内容が含まれている。すなわち、1つ目はその他の法律例えば労働法、環境保護法等規定の企業の責任規定、2つ目は道徳責任、会社は社会公德、商業尊くを遵守し、信義誠実であり、3つ目は社会貢献である(注43)。この説は深く会社立法の影響を受けている(注44)。

その二、倫理道徳説

この説は会社と自然人とは同様に利己的であり、しかし、会社の行動は自然人と同様の社会道徳規準を準じて、会社の社会的責任を果たし、会社の倫理責任を實踐すべきことを説いている(注45)。この説はアメリカ法の観点からの影響は大きいと思われる。

その三、利益主体説

いわゆる企業の社会的責任とは、企業が株主のために最大限の金銭的利益をもたらすことを唯一の目的とするのではなく、株主利益以外の、その他あらゆる社会に対する利益を最大限に増進させる必要がある。この社会利益には、従業員利益、消費者利益、債権者利益、中小競合者利益、該当地域利益、環境利益社会的弱者利益並びに社会全体の公共利益などが包含される(注46)。この説は中国の有力説となっている。

(3) 会社法5条1項の解釈と問題点

中国の会社法は株主価値最大化を追求すると同時に会社の社会的責任を強化した。会社は営利性を有し、社会性もある。会社は社会性がある以上、会社利益を株主利益だけに還元することは考え難い。会社は従業員、債権者、取引先、消費者、地域住民等に一定の責任を担うべきだ。株主とその他の利害関係者の利益は相対立しているが、会社利益を下に弁証統一している(注47)。2005年10月に改正された「会社法」第5条1款に「会社の経営活動においては、法律、行政法規、社会公德、商業道徳を遵守しなければならない、信義誠実の原則を堅持し、政府並びに大衆の監督を受け、社会的責任を負う」と明規されている。実は、2005年会社法の第5条1款の規定は1993年会社法の第14条規定を修正して設けられたも

のである。1993年会社法第14条に「会社が経営活動を行うに際して、法律を遵守し、職業道徳に従い、社会主義精神文明の建設を強化し、政府と社会公衆の監督を受けなければならない。会社の合法的な利益は、法律で保護され侵犯を受けない。」と規定していた。両規定を比較してみると、2005年会社法の第5条1款に「社会主義精神文明の建設を強化し」という文言を削除し、「社会的責任を負う」という文言を採り入れたことが分かる。

現行会社法第5条1款の内容は以下の4つにまとめることができる。つまり、①法律、行政法規の遵守（法遵守）、②社会公德、商業道徳の遵守、信義誠実（道徳遵守）、③政府と社会公衆からの監督（被監督）、④社会責任の負担（義務負担）(注48)。

しかし、会社は経営活動を行う際他人と社会に対して諸々の法律義務を負う必要があり、社会公德も遵守することは争うことのない事実である(注49)。そうであれば、法律規制と道徳の拘束があるのに、なぜ社会的責任を立法する必要があるのか。中国の会社法において社会的責任を立法した以上、学界における企業の社会的責任の道徳レベルの議論はもはや時代遅れだといわれている(注50)。企業の社会的責任概念は最初提起されたときから企業の社会の道徳義務と法律義務を整合する傾向がある。企業の社会的責任規定を会社法に設置したことは以下の3つの価値があると思われる。①会社の各種の法律義務と遵守する必要がある社会公德を法律意義のある普遍準則に集約したこと。②立法者と企業利益分配の決定機関に株主と社会利益を調整するために新たな方法と法律道具に値すること。③会社の取締役会、株主たちに会社と密接な関係のあるほかの社会主体の存在があることを受け止めて、理解する。株主は会社の運命を左右する権利が依然としてあるけど、会社は株主利益最大化だけのための存在ではなく、株主を中心の社会共同体である(注51)。

会社法第5条1款の規定は会社の社会的責任を重視する立法主旨の表しであり、条文の構造からみれば、会社法の総則に位置付けることは妥当だと考える。この条文はもはや社会的責任の全体的な指針となり、会社法の基本原則とされている(注52)。この条文は裁判官と弁護士の会社法解釈の指針となり、株主などの会社の利害関係人の投資決定に現実の意義があると思われる(注53)。

会社法では会社の社会的責任理念を総則条款として設け、そして分則の中に十分に強化した会社の社会的責任の具体制度を設けた(注54)。例えば、新会社法は従業員取締役制度と従業員監査役制度を完備した。従業員監査役制度について、新会社法第52条2款、第71条、118条において監査役会は従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならないものとし、具体的な比率は会社定款に定める(注55)。従業員取締役制度については新会社法第45条第2款と68条(注56)では二つ以上の国有企業もしくは二つ以上の国有投資主体投資設立の有限会社および国有独資会社の取締役会構成員中従業員代表を入れなければならない。第45条2款と第109条2款にほかの有限会社と株式会社に従業員取締役制度を設けることができる(注57)。

そのほか、会社法の143条に会社の自己株式の取得を原則的に禁止するが、しかし、株式を自社の従業員の奨励金として発行済株式総額の5%を超えない範囲で取得することができる」と規定している。ただし、自社株を購入する資金は会社の税引き後の純利益から出る。さらに、取得した自社株は1年以内に従業員たちに支給すべきだと規定している。

さらに、従業員は会社解散の状況下適当な保護をえるため、会社法187条第2款に会社は税金の滞納金を支払う前に、従業員の給料と社会保険費用、法定補償金を先に支払うことを規定している。

(4) 会社法における企業の社会的責任の主体と客体

従来、企業の社会的責任と経営者の社会的責任が明確に区別されず使用されてきたが、法人とその経営者は別個の人格であるためその責任も区別されるべきである。しかし、個人としての経営者ではなく企業の意思を決定しそれを執行する公的意味の経営者は、責任の主体に関し企業と同一視してもよからう。今日、企業の社会的責任を議論する際には株式会社形態の大規模企業すなわち社会的影響力が大きく、かつ所有と経営が分離されている企業を前提とする。これら企業の実質は、企業の公共性(社会性)及び営利性という点に求められるからである。企業が責任を負う相対方(客体)は誰であるのかにつき、株主、債権者、供給者、顧客、競争会社、労働者、政府、地方団体、販売業者等種々挙げられているのが実情である。過去においては企業(経営者)は経済的意味の所有者たる株主に対してのみ責任を負うと考えられてきた。しかし、今日では企業と関連する他の利害集団(従業員、債権者、消費者、地域住民等)に対しても責任を負うという拡大された概念が登場するようになった。これを企業の社会的責任であると考え、このような立場に Corporate Governance を論ずるようになった理由が見出される(注58)。

このような利害集団の中でどの者の保護に重点を置くべきかはむろんその国の立法政策・経済政策によるであろうが、国民経済や地域住民を前提として少数株主、従業員、消費者等の利益を優先的に考慮すべきであろう(注59)。

4. 中国企業法における社会的責任の捉え方

(1) 企業法における企業の社会的責任に関する規定

会社法の総則と各論における企業の社会的責任規定以外、企業の担うべき社会的責任は会社法以外の関連単行法によって規定されている。

①「食品安全法」の規定

もっとも明確に企業の社会的責任を規定したのは2009年2月公布した「食品安全法」である。この法律の第3条に以下のように規定している。食品生産経営者は法律、法規、食品安全基準に従って生産経営活動に従事すべき、社会と公衆に対して責任を負い、食品安

全を保証し、社会の監督を受け、社会責任を負う。

この規定は会社法のなかの企業の社会的責任規定に類似しているが、食品生産経営業を営む者に対して負うべき社会的責任をより明確的に提起した。

② 「労働契約法」(注 60)の規定

2008 年施行した「労働契約法」の第 1 条は以下のように規定している。労働契約制度を完備するために、労働契約の当事者の権利と義務を明確し、労働者の合法権益を保護し、調和と安定的労働関係を構築と発展し、この法律を制定する。この規定の立法趣旨は 3 つの意味が含まれており、①労働契約制度を完備し、労働契約当事者間の権利と義務を明確する。②労働者の合法権益を保護する。③調和と安定的労働関係を構築、発展する。この規定は労働関係の調和を確保する役割を担っている。

③ 「企業破産法」(注 61)の規定

公正な企業行動をとっていても、競争に敗れ、破産することもある。必要な経費の支払もできずに破産した場合、債権者、従業員、株主などの利害関係者に損害をあたえうであろうから、2008 年 8 月 1 日に施行した「企業破産法」規定の中心は会社の株主以外の債権者利益の全面保護である。この中心は企業が負うべき社会責任の制度を表している。「企業破産法」の取消に関する規定(注 62)は会社の社会責任の逃避、偽破産の方法で債権者とその他の利害関係者の正当権益を損害する行為を阻止することを保証している。そして、破産財産の分配順序(注 63)も企業の社会的責任の規定を反映している。

④ その他の行政法規

国務院の各部門法規も企業の社会的責任を規定している。これらの企業の社会的責任の規定は中国の企業の社会的責任制度の構築と実施に基本の法律保障になっている。企業の社会的責任に関連する以下 3 つの部門法規を取り上げることにする。

まず 1 つ目は 2002 年に証监会と国家経済貿易委員会が公布した「上場会社コーポレート・ガバナンス準則」(注 64)である。第 81 条に「上場会社は銀行およびその他の債権者、従業員、消費者、取引先、地域等利害関係者の合法利益を尊重する」と規定し、第 86 条に「上場会社は会社の持続発展を維持し、株主利益最大化を実現すると同時に所在の社区の福利、環境保護、公益事業等の問題を注目し、会社の社会的責任を重視する。」と規定している。

次は 2006 年 9 月 25 日に深圳証券取引場は公布した「深圳証券取引場上場会社社会責任ガイドライン」である。このガイドラインは上場会社の負う社会的責任の内容をガイドしたが、違反者はいかなる法律責任は規定していない。ガイドラインの実施は上場会社の自覚と自治を求めている。

最後に、中国の中央企業と金融機構を規制するために、2007 年 12 月、中国の銀监会と国資委は「中央企業履行社会責任に関する指導意見」、「銀行金融機構企業社会責任の強化に

関する指導意見」を公布した。

(2) 企業の社会的責任制度の問題点

会社法第5条1款の規定は企業の社会的責任について具体的規定がない、さらにはほかの法律も企業の社会的責任の定義や実行しない結果について規定していない。そのため、この規定の意義は宣言レベルに留めて、実践する領域に入るのが難しいといわれている(注65)。

企業の社会的責任に関しては、中国の立法は大きな成果を持っているが、またいくつかの欠点もある(注66)：

第1は、立法の分散化である。

今中国企業の社会的責任に関する立法は数が多く、規模が膨大で、企業の社会的責任の規定が数多くの法律の中で分散して、例えば「労働法」、「消費者保護法」、「社会保障法」、「製造物責任法」、「会社法」である。しかし、この膨大の法律はより体系的な企業の社会的責任の法律制度がまだ整っていないし、統一の法律基準がないし、法律の効力もかなり違う。そのため、企業の社会的責任を果たしているかどうかを判断する有効的な基準がなく、企業の社会的責任の実施に影響を与える。

第2は、過度的立法原則である。

企業の社会的責任に関する中国の現在の法律はあまりにも原則化しすぎて、具体的ではなく、そのため規制すれば良い法律であっても、内容が一般的で、実行するのが比較的難しい。たとえば、新しい「会社法」第5条では、会社は経営活動に従事しているが、必ず法律、行政法規、社会倫理を遵守し、企業倫理、誠実さと信頼性、政府と社会的責任の監督を受け入れ、社会的責任を負わなければならない。

第3は、公益訴訟制度の不備である。

「中華人民共和国民事訴訟法」は、2012年8月31日第11期全国人民代表大会第28回会議にて改正案が可決され、2013年1月1日より施行された。この法律改正の目玉の一つは欠けていた公益訴訟を条文化したことである。

環境汚染、消費者の利益の侵害等社会の公共の利益を損なう行為については、法律で定める機関及び関連組織は、人民法院に対し民事訴訟を提起できる(第55条)として、公益訴訟に関する規定を新たに定めた。しかし、訴訟を提起できる機関及び関連団体の詳細については規定されておらず、全人代の法制業務委員会は、今後関連法の制定の際にこれを規定し、又は今後の司法の実践の中で模索するとしている。

(3) 企業法としての残された課題

企業の社会的責任と法定責任は、複数の法律によって規定されている。1999年に中国で公布された「公益事業寄付法」は企業献金を奨励し、偽の寄付などの欺瞞行為を防ぐための法律である。経済秩序を維持する面でも、「反不正当竞争法」と「反壟断法」は、市場参

加者の行動を規制する。

法的側面の企業の社会的責任の実行性を確保するために、法律による責任の追及機能を求める。しかし、法律責任は国家の公権力に依拠することになる。従って、法律意義上の企業の社会的責任は強行規定の性質をもつことになる。企業の社会的責任に関する強行規定は中国の法律体系において散見される。立法者は一つ完璧な企業の社会的責任法を作ることが必要なく、しかし、企業は法律面の社会的責任を果たすべきであり、例えば、労働法、消費者権益保護法、産品質量法、税法と環境保護法設定の社会義務などがある。

中国の現行企業法制度は1978年経済体制改革の進行とともに制定されたものである、上述したように、すでに公布された企業法の関連法規の中に断片的な規定が存在するのは現状である。

中国の会社法とほかの法規の法律責任の章に、企業の社会的責任違反の責任についての法律効果を明確にする条項がないため、企業の社会的責任の実効性が乏しいと思われる(注67)。従って、企業に対し、社会的責任違反の場合の法律責任の規定を設けること、とりわけ司法介入をすることによって企業の社会的責任規範の実効性を確保することは今後の課題だといえる。

さらに、企業活動に関する利害関係者たちからの監視機能を発揮するために企業の社会的責任の実行状況を開示するために社会的責任情報開示制度を講じることが望ましいが、しかし、中国の企業の社会的責任立法はまだ不完全であるので、企業の社会的責任実行を順調に遂行するために企業の社会的責任情報開示制度を法制化する必要がある。

今後、中国における企業の社会的責任の普及に 関する課題や注目すべき点は企業の社会的責任活動の具体的な実践である。中国では有力企業を中心に社会責任情報の開示が進んでいるものの、企業の社会的責任の実践という点では依然として課題は多い。例えば、環境分野では重化学企業による河川への汚染物質排出による公害問題なども依然として多くの事例が報告されている。更に情報公開という点でも、証券取引場が上場会社に対し社会的責任ガイドライン(注68)を作ったにもかかわらず、強制規定ではないため、証券取引所に上場する企業の中には一度も企業の社会的責任の情報を開示していない企業も数多く見受けられる。このように、中国では企業の社会的責任の実践という点で依然として大きな課題があることを指摘したい。

5. 終わりに

昨今の「企業の社会的責任」論の根底にあるのは、企業の行動や果たすべき機能として、利潤の極大化、顧客の満足、株主価値の拡大、といったものに限らず、社会的存在としての企業の役割を強調する視点(注69)である。すなわち、企業の社会的責任とは、企業が活動の基盤とする社会との関わりにおいて負う責任である。企業にとって、CSRを重視する経営とは、日常の企業活動の中に、社会的公正性や倫理性、環境への配慮などを取り込んでいくことである。

利潤を極大化し、株主のために利益を生み出すことこそ企業の責務である、というような考え方は、今日、大きく後退しつつある。また、質の良い製品を消費者に供給することが企業の社会的責任である、という考え方も、それだけでは十分ではない。社会的存在としての企業は、株主や消費者だけでなく、企業活動の中で関係を取り結ぶ、あるいは影響を与える様々な社会集団のことを考慮しなくてはならない。企業の従業員、工場が立地している地域社会の住民等の社会グループ、取引のパートナー等の、企業に関わるすべての人々はステークホルダー（利害関係者）と呼ばれ、企業の社会的責任を論じる際の重要なキーワードのひとつとなっている(注70)。

しかし、企業の社会的責任を、単に、社会やステークホルダーに対する企業の一方的な貢献と捉えることも正しくない。企業の社会的責任への積極的な取り組みは、企業経営そのものの見直しにもつながることから、企業の競争力の強化に資するものと考えられている。経営の効率化やリスクマネジメントの強化により、投資家の高い評価を受けることにもなる。

つきつめて言えば、企業が社会の一員として、一般市民と同様の立場で、環境や社会との共生調和を迫る(注71)ことが、とりもなおさず、企業自身の持続可能性に寄与する、ということになる。この意味で「トリプルボトム・ライン」(triple bottom line)は、象徴的な概念である。これは、英国のコンサルティング会社の代表が、1997年に提示した概念で、経営において、経済性、環境重視、社会性の3つの側面のバランスが取れている企業だけが、『持続可能な発展』を許されるというものである。

本稿は、中国の会社法の第5条第1款の会社の社会的責任規定を中心に、企業の社会的責任の法的アプローチを検討してきた。現段階での私見は、企業の社会的責任論の会社法学に果たす役割とは、既存の個別具体的会社法規定の解釈・運用の弾力化のための実質的根拠にあると思う。換言すれば、既に存在する会社法規定の解釈・運用の際に、株主権を行使する者が、単に経済的利益獲得意図で権利行使するのみならず、従業員、環境・地域等株主以外の利益追求目的から会社法所定の権利行使を行う途を拓くことにある。例えば、株主提案権行使、取締役の説明義務、内部統制システムの具体的内容等に関し、「企業の社会的責任論」は、その解釈・運用上も影響する。

以上で見てきたように、企業の社会的責任は、アメリカで提起されて以来、現在では非常に重要な意味を持つ社会的なファクターとなっている。特に、企業が引き起こす様々な不祥事に対し、企業自身が社会的責任を自覚し実施するための法制化に関しては更なる検討の必要があると考えられる。

本稿は従来からの企業の社会的責任論争を概観してから中国の企業の社会的責任に関する立法現状と課題を検討してみた。よって、次の3点を今後の研究課題として、銘記しておきたい。

第1に、企業の社会的責任が多くの学問の総合あるいは協力が必要なテーマといえよう。今後の研究に多分野の研究成果を取り入れ、企業の社会的責任を研究していこうと考える。

第2に、企業の社会的責任論は、基本的に企業の自主性を重視するところから出発している点を確認する必要がある。アメリカにおける新たな社会的責任を担う企業形態について、今後研究を深める必要を感じる。

第3に、中国において企業の社会的責任の担う主体は企業である。しかし、企業の社会的責任の実行性を確保するために、企業とりわけ会社の業務執行を担う取締役の規制も検討する必要がある。

(脚注)

(注1) 本研究では“企業の社会的責任”という表現という表現を使っているが、検討を行う主な対象としては会社を想定している。これは、社会的責任の問題の対象となる企業の多くが会社であることによる。しかし、このことは、会社以外の企業に対しては、本研究で検討している社会的責任は問題とならないということの意味するものではない。会社以外の企業について社会的責任をどのようなものと見るかということは、今後の研究の課題であると考えている。

(注2) 中村一彦「企業の社会的責任と会社法」判例タイムズ 839号(1994年)149頁以下。

(注3) 日本における企業の社会的責任に関する議論は、昭和31年11月の経済同友会全国大会における「経営者の社会的責任の自覚と実践」についての決議にさかのぼるといわれる。河本一郎「企業の社会的責任—法学的考察」ジュリスト 578号(1975年)106頁、110頁；菅原菊志「企業の社会的責任と経営者」(上)商事法務 711号(1975)360-367頁。

(注4) 前田重行「会社法改正事項に関する文献解題」(一)商事法務 709号(1975年)19頁以下において、この問題に関する日本の法律学の分野における文献が、手際よく紹介されている。

(注5) 事件の事実関係については、中村一彦「企業の社会的責任論に対する法学からのアプローチ」法政理論 7巻1・2号(1975)130頁。

(注6) Essel R. Dillavou and Charles G. Howard, PRINCIPLES OF BUSINESS LAW, at 546 (1955).

(注7) 中村一彦 「企業の社会的責任論に対する法学からのアプローチ」法政理論 第7巻1・2号(1975年)130頁参照。

(注8) Howard R. Bowen, SOCIAL RESPONSIBILITIES OF THE BUSINESSMAN,(1953) .日本経済新聞社訳ハワード・R・ボーエン著『ビジネスマンの社会的責任』日本経済新聞社(1960年)177-178頁参照。

(注9) アメリカにおける、企業の寄付行為に関する判例については、森田章「米国における企業の社会的責任論の展開」(二)民商法雑誌 70巻4号(1974年)66頁以下、加藤良三「企業と社会—その法的考察」組織科学 7巻3号(1973年)34頁以下参照。

(注10) A. A. Berle, Jr., *Corporate Power as Powers in Trust*, 44 Harv. L. Rev. 1049-1074 (1931).

(注11) Howard R. Bowen, *supra* note 8.

(注12) Berle. *supra* note10 .at. 1049-1074.バーリー・ドット間の論争の検討について、森田章『現

- 代企業の社会的責任』12 - 31 頁(商事法務研究会, 1978 年)参照。
- (注 13) Berle, *For Whom Corporate Managers are Trustees: A Note*, 45 Harv. L. Rev. 1365-1372 (1932).
- (注 14) E. Merrick Dodd Jr., *For Whom Are Corporate Managers Trustees ?*, 45 Harv. L. Rev. 1145-1147 (1932).
- (注 15) *Ibid.*, at 1147-48.
- (注 16) *Ibid.*, at 1156 .
- (注 17) *Ibid.*, at 1160.
- (注 18) Berle, *supra* note 13, at 1367.
- (注 19) Berle, *supra* note 13, at 1366-67 .
- (注 20) Berle, *supra* note 13, at 1367-68.
- (注 21) Wilber G. Katz, *Responsibility and the Modern Corporation*, 3 J.L. & Econ. 75 (1960). .
- (注 22) Berle, FOREWORD TO THE CORPORATION IN MODERN SOCIETY (E. Mason ed.), at xii (1960).
- (注 23) A. A. Berle, THE CENTURY CAPITALIST REVOLUTION 169 (1954). 和訳として、桜井信行訳「二十世紀資本主義革命」(1956 年)がある。
- (注 24) Blumberg, P.I. *Corporate Responsibility and the Social Crisis*, 50 B.U.L.REV.,157, 157-175 (1970).
- (注 25) C.A. Harwell Wells. *The Cycles of Corporate Social Responsibility: An Historical Retrospective for the Twenty-First Century*, 51 U.Kan.L.Rev.77. 78-79(2002).
- (注 26) Milton Friedman, CAPITALISM AND FREEDAM. 133 (1962) (M・フリードマン〔熊谷尚夫・西山千明・白井孝昌共訳〕『資本主義と自由』マグローヒル好学社(1975 年)151 頁参照; Milton Friedman, *The Social Responsibility of Business is to Increase its Profits*, THE NEW YORK TIMES MAGAZINE, Sep. 13,1970, at 33。「企業利益の最大化の原則」という文言は、「株主利益の最大化の原則」を含むものであると解される。 Felicia R. Resor, *Benefit Corporation Legislation*, 12 Wyo. L. Rev. at 99 (2012).
- (注 27) Donald E. Schwartz, *The Public-Interest Proxy Contest: Reflections on Campaign GM*. 69 Mich. L. Rev. 419(1971); Alfred F. Conard, *Reflections on Public Interest Directors*, 75 Mich. L. Rev. 941 (1977) ;また, アメリカにおける 1960 年代後期から 70 年代にかけての社会的責任論の新局面およびネイダー・グループの連邦会社法制定論について, 中原俊明『米国における企業の社会的責任論と法的課題』三省堂(2003 年)45 頁-63 頁以下参照。
- (注 28) 畠田公明「取締役による会社関係者の利害の調整(2・完)ーアメリカの利害関係者制定法(Constituency Statutes)を中心としてー」福岡大学法学論叢 48 巻1号(2003 年)29 頁参照。
- (注 29) Antony Page and Robert A. Catz, *Is Social Enterprise The New Corporate Social Responsibility?*, 34 Seattle U. L. Rev. 1361(2011).
- (注 30) 田中誠二「株式会社の社会的責任についての商法上立法論的考察」『商事法研究 第3巻』(千倉書房、1966 年)83 頁以下参照。

- (注 31) 松田二郎「会社の社会的責任について—商法改正を問題として」『会社の社会的責任』(商事法務研究会、1988年) 3頁以下参照。
- (注 32) 中村一彦『企業の社会的責任—法学的考察(改訂増補版)』(同文館、1977年) 159頁以下参照。
- (注 33) 鈴木竹雄「歴史は繰り返す」ジュリスト 578号(1975年) 10頁参照。
- (注 34) 鈴木=大隅「私の会社法改正意見」商事法務 713号(1975年) 6-7頁参照。
- (注 35) 竹内発言・西野嘉一郎=竹内昭夫=山城章=河本一郎「企業経営と社会的責任」商事法務 618号(1973年) 10頁参照。
- (注 36) 竹内昭夫「企業の社会的責任に関する商法の一般規定の是非」商事法務 722号(1976年) 33頁以下。
- (注 37) 中国の国務院(内閣に相当)のシンクタンクである国務院発展研究センターが、2005年に出版した「中国発展研究(2005年版)」では、李国强「強化中国“企業社会責任”以及 SA8000 是一个现实问题」(中国の“企業の社会的責任”の強化及び SA8000 という一つの現実的課題)という論文が寄稿され、2000年代前半の中国では CSR を貿易障壁として捉える見方が多かった事が紹介されている。
- (注 38) これまで、中国会社法に関して、二度小規模の改正が行われた。すなわち、(1) 1999年12月25日、国有独資会社における監査役会の構成に及びハイテク企業の知的財産権の現物出資・新株発行及び株式上場に関する特例(旧会社法 229条2項)に関して改正が行われた。(2) 2004年8月28日、旧会社法 131条第2項「額面を超過する価格を株券の発行価格とするには、国務院証券管理部門の承認を得なければならない」の規定を削除された。
- (注 39) それらの例としては、「会社法」、これまで、中国会社法に関して、二度小規模の改正が行われた。すなわち、(1) 1999年12月25日、国有独資会社における監査役会の構成に及びハイテク企業の知的財産権の現物出資・新株発行及び株式上場に関する特例(旧会社法 229条2項)に関して改正が行われた。(2) 2004年8月28日、旧会社法 131条第2項「額面を超過する価格を株券の発行価格とするには、国務院証券管理部門の承認を得なければならない」の規定を削除された。「共同出資企業法」、「個人独資企業法」、「中小企業促進法」、「農民專業合作法」、「中外合資経営企業法」、「外資企業法」、「中外合作経営企業法」、「全民所有制工業企業法」、「郷鎮企業法」等がある。
- (注 40) 出見世信之「企業倫理の制度化」明大商學論叢 84巻3号(2002年) 441頁。これは「実在の具体的事例の分析を通じての倫理的課題事項の特定ならびに、それらの性格把握を基礎として個別企業の内部において展開される具体的実践の組織的体系化」と定義されることがある。中村瑞穂編著『企業倫理と企業統治—国際比較—』文眞堂(2003年) 9頁および大塚章男「コーポレート・ガバナンスにおける今日的課題——権限集中と利益調整原理——」筑波ロー・ジャーナル 第10号(2011年) 72-73頁。
- (注 41) 2005年に独立行政法人国際協力機構(JICA)の中国経済法・企業法整備プロジェクトの北京会議でのご発言によるものである。

- (注 42) 盧代富『企業社会責任的経済学與法学分析』(法律出版社、2002年) 77-80頁参照。
- (注 43) 王保樹・崔勤之『中国公司法原理』(社会科学文献出版社、2006年) 55-56頁；趙旭東『新旧行為司法比較分析』(人民法院出版社、2005年) 26-27頁参照。
- (注 44) 沈貴明「公司社会責任的公司法規範 —基與我国公司法的思考」中国商法年刊 第00期 152頁参照。
- (注 45) 劉蓮煜『公司治理与公司社会責任』(中国法政大学出版社、2001年) 67頁、84頁。
- (注 46) 王保樹、朱慈蘊 編 『商法』 (北京大学出版社、2011年) 105頁；劉俊海『公司的社会責任』商事法課題研究文庫(法律出版社、1993年) 617頁；甘培忠『公司控制權的正当行使』(法律出版社、2006年) 119頁。
- (注 47) 劉俊海 著『現代公司法』(法律出版社、2011年) 641頁参照。
- (注 48) 沈貴明「公司社会責任的公司法規範 —基與我国公司法的思考」中国商法年刊 第00期 150頁参照。
- (注 49) 甘培忠「会社法試用中若干疑難争点条款の付度與把握」法律適用 第8期(2011年) 13頁参照。
- (注 50) 甘培忠・前掲注 49)14頁参照。
- (注 51) 甘培忠・前掲注 49)14頁参照。
- (注 52) 趙旭東『公司法学』(高等教育出版社、2006年) 49~50頁。
- (注 53) 劉俊海 著『現代公司法』法律出版社(2011年) 643頁参照。
- (注 54) 劉俊海 前掲注 53)・642頁参照。
- (注 55) 第52条(監事会)

有限責任会社は、監事会を設置するものとし、その構成員は3名を下回ってはならない。
株主の人数が比較的少ない又は規模が比較的小さい有限責任会社は、1名乃至2名の監事を置き、監事会を設置しないことができる。

監事会は、株主代表と適当な比率の会社従業員代表を含まなければならない、そのうち、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならないものとし、具体的な比率は会社定款に定める。監事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。

監事会は主席1名を置き、全監事の過半数の選挙により選出する。監事会主席は監事会会議を招集し、主宰する。監事会主席が職務を履行できない、又は職務を履行しない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会会議を招集し、主宰する。

董事及び高級管理職員は、監事を兼任してはならない。

第71条(監事会)

国有独資会社の監事会の構成員は、5名を下回ってはならず、そのうち、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならないものとし、具体的な比率は会社定款により定める。監事会の構成員は国有資産監督管理機構が任命派遣するが、監事会構成員の従業員代表は会社従業員代表大会の選挙によって選出する。監事会の主席は国有資産監督管理機構が監事会構成員の

中から指名する。

監事会は、本法第54条第1項第(1)号から第(3)号に定める職権及び国務院の定めるその他の職権を行使する。

第118条（監事会の構成）

株式会社は監事会を設け、その構成員は3名を下回ってはならない。

監事会は、株主代表及び適当な比率の会社の従業員代表を含まなければならないが、そのうち、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならない。具体的な比率は会社定款に定める。監事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。

監事会は主席1名を置き、副主席を置くことができる。監事会の主席及び副主席は、全監事の過半数の選挙により選出する。監事会主席は監事会会議を招集し、主宰する。監事会主席が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合、監事会副主席が監事会の会議を招集し、主宰し、監事会副主席が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会会議を招集し、主宰する。

董事、高級管理職は、監事を兼任してはならない。

本法第53条の有限責任会社の監事の任期に関する規定は、株式会社の監事に適用する。

(注56) 第68条（董事会）

国有独資会社は董事会を設け、本法第47条、第67条の定めにより職権を行使する。董事会の各期の任期は3年を超えてはならない。董事会の構成員には会社従業員の代表を含めなければならない。

董事会の構成員は国有資産監督管理機構が任命派遣するが、董事会構成員の従業員代表は、会社従業員代表大会の選挙によって選出する。

董事会は董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長は、国有資産監督管理機構が董事会の構成員の中から指名する。

(注57) 第45条（董事会）

有限責任会社は董事会を設置し、その構成員は3名から13名とする。但し、本法第51条に別途規定する場合を除く。

2つ以上の国有企業又は2つ以上のその他の国有投資主体が投資して設立した有限責任会社は、その董事会の構成員に会社の従業員代表をいれなければならない。その他の有限責任会社は、董事会の構成員に会社の従業員代表をいれることができる。董事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。董事会には董事長1名を置くものとし、副董事長を置くことができる。董事長、副董事長の選出方法は会社定款により定める。

第109条（董事会の権限）

株式会社は董事会を設け、その構成員は5名ないし19名とする。

董事会の構成員には、会社の従業員代表を入れることができる。董事会のうちの従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙により選出

する。

本法第46条の有限責任会社の董事の任期に関する規定は、株式会社の董事に適用する。

本法第47条の有限責任会社の董事会の職権に関する規定は、株式会社の董事会に適用する。

(注58) 梁東錫(徐聖治・多木誠一郎 共訳)「企業の社会的責任」立命館法学 256号(1997年) 1531頁。

(注59) 梁東錫・前掲注58) 立命館法学 1531頁。

(注60)「中華人民共和国労働合同法」は中華人民共和国第10回全国人民代表大会常務委員会第28次会議によって、2007年6月29日採択され、2008年1月1日から施行された。

(注61)「中華人民共和国企業破産法」は、中華人民共和国第10期全国人民代表大会常務委員会第二十三回会議にて、2006年8月27日に採択され、2007年6月1日より施行する。

(注62)「中華人民共和国企業破産法」第31条人民法院が破産の申立を受理するまでの一年以内の期間に債務者の財産が以下の行為に関係したとき、管理者は人民法院にこれを取消すよう請求する権利を有する：(1) 財産の無償譲渡 (2) 明らかに不合理な価格での取引 (3) 財産担保のない債務に対しての財産担保の提供 (4) 期限が到来してない債務の繰り上げ弁済 (5) 債権の放棄、第32条人民法院が破産申立を受理するまでの6ヶ月以内の期間に、債務者が本法第二条第一項に規定する状況がありながら個別債権者に対して弁済をしたときは、管理者は人民法院にその取消を請求する権利を有する。ただし個別債務者への弁済が債務者に財産上の利益となったものは除く。

(注63)「中華人民共和国企業破産法」第113条破産財産は、破産費用と共益債務への優先弁済の後、以下の順序によって弁済に供される：(1) 破産企業の従業員に支払うべき賃金並びに支払うべき医療と負傷の補助及び弔慰金、または強制加入の従業員養老保険口座・基本医療保険口座の未払部分並びに法律・行政法規により支払わなければならない補償金の未払部分(2) 破産者が未納である前項規定以外の社会保険費用と破産者未納の税金 (3) 普通破産債権；同一順序での弁済が要求される債権につき破産財産に不足がある場合は、比例按分によって配当される。破産企業の理事・監事と高級管理者の賃金は、その企業従業員の平均賃金に照らして計算する。第132条本法施行後、破産者は本法公布日の前に未払いである従業員の賃金と医療・負傷による補助、弔慰金、強制加入の基本養老保険の口座、基本医療保険費用の口座は、法律および行政法規で規定された従業員の補償金として支払われなければならない、また本法第113条の規定に照らした弁済後になお完済できなかった部分は本法第109条に規定する特定財産に対する優先弁済権をもって、この特定財産に担保権を持つ権利者が受け取る。

(注64) 中国証券監督管理委員会および国家経済貿易委員会からは、2002年1月に「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」が公布・施行されました。

(注65) 廖恋「企業社会的責任的法律透視」法制與社会 第10期(2011年)77~78頁。

(注66) 廖恋・前掲注65) 法制與社会 78頁。

(注67) 楊華俊・王佳因「企業の社会的責任」法制與社会(2006年11月号)95-96頁参照。

(注68) 2006年9月25日に中国の深圳証券取引場は「上場公司社会責任ガイドライン」を公布し、

2008年5月14日に上海証券取引場は「上場会社社会責任承坦工作の通知」および「上海証券取引場上場会社環境情報公開ガイドライン」を公布した。

(注69) 後藤芳一「企業の社会的責任（CSR）とわが国の対応」 化学経済 51巻7号（2004年）2頁。

(注70) 越智訓男「企業の社会的責任（CSR）（I）」 商工ビジネスデータ192号（2004年）1頁。

(注71) 足達英一郎・金井司『CSR経営とSRI』金融財政事情研究会（2004年）6頁。